



時報 しやりんけん

第9号  
2016

南山大学社会倫理研究所

# もくじ

ご挨拶 社会倫理研究所所長 丸山 雅夫 1

## 特集

第9回社会倫理研究奨励賞	1
全体講評―「文系廃止論」への応答と挑戦	野家啓一 2
審査員賞・最終候補論文講評	4
第9回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿 依存行動への責任を限定する ―レヴィの自我消耗仮説と規範的統制原理の適用可能性	佐々木 拓 6

## インタビュー

静岡大学生命環境倫理学研究室 竹之内裕文・藤本穰彦 10

## 学界報告

上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催公開シンポジウム  
「環境と倫理」 奥田太郎 14

## 活動報告

2015年度懇話会報告	16
新研究プロジェクト紹介	奥田太郎・籠橋一輝・森山花鈴 20

## 社会倫理の道標

いのちの支援を考えるための十冊 森山花鈴 22

## 研究所活動記録

平成27年度（2015年度）活動報告	26
研究所専任スタッフ研究業績	28
南山大学社会倫理研究所スタッフ・研究プロジェクト関連マップ2016	30
編集後記	32

# ご挨拶

社会倫理研究所所長 丸山 雅夫

南山大学社会倫理研究所の2015年度の活動報告として、『時報しゃりんけん』第9号をお届けいたします。2015年度は、新たに2人の若手を専任スタッフに迎えることができ、従来からの懇話会・シンポジウム・プロジェクト活動に加え、「レジリエンスの社会倫理的基盤構築」のプロジェクトを立ち上げました。専任スタッフの活動状況については、28頁以下をご覧ください。また、第二種研究所員も、それぞれの所属部署で活発な研究・教育活動を継続する傍ら、研究所の活動に多大の貢献をいただいております。さらに、学外の非常勤研究員のご支援・ご協力に負う場面も少なくありません。

2015年度に第9回目を迎えた社会倫理研究奨励賞は、13篇の応募論文を対象として、近年になく活発な議論の末に決定されました。そうした状況を反映して、審査員賞受賞論文が2篇になっています。さまざまな分野からの応募がある中、受賞論文決定までの議論は、大変なものではありますが、審査員のひとりとして、毎年楽しみにしているところでもあります。この苦労を2016年度以降にも分かち合えるよう、大いに期待しております。

毎年少しずつではありますが、着実な進歩を続けている南山大学社会倫理研究所に対して、今後とも、変わらぬご支援とご助力を賜りますようお願い申し上げます。

## 特集

# 第9回社会倫理研究奨励賞

「社会倫理研究奨励賞」とは、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して南山大学社会倫理研究所が授与する賞であり、2007年度に開始されました。

第9回の募集は、2014年12月1日から2015年11月30日までに日本語で公開された社会倫理に関する論文を対象として行なわれ、自薦・他薦あわせて13篇の応募がありました。そして、2016年2月5日、第9回社会倫理研究奨励賞選定委員会（構成員は下記表を参照）による厳正なる審査の結果、「社会倫理研究奨励賞」受賞論文は、

### 佐々木拓「依存行動への責任を限定する

#### —レヴィの自我消耗仮説と規範的統制原理の適用可能性—

（『倫理学年報』第64集、189-202頁、2015年）

と決定致しました。

また、第7回から設けられた「審査員賞」受賞論文として次の2篇が選定されました。

居永正宏「フェミニスト現象学における「産み」をめぐる一男性学的「産み」論の可能性—」（『女性学研究』第22号、99-126頁、2015年）

佐藤 静「ケアする責務と応答責任—プラグマティックな当為の位置づけをめぐる—」（『倫理学年報』第64集、203-217頁、2015年）

なお、最終候補論文は以下の2篇です（順不同）。

小島秀信「市場社会と遊戯論—ホイジンガの社会哲学を中心として」（『同志社商学』第66巻5号）

内藤 準「社会階層研究における機会の平等と完全移動—概念の分析に基づく方法的検討—」（『社会学評論』65巻3号）

### 第9回社会倫理研究奨励賞選定委員会

野家啓一【委員長】	東北大学名誉教授	哲学・倫理学、科学社会学・科学技術史
瀬口昌久	名古屋工業大学大学院工学研究科 教授	古代哲学、技術者倫理
安藤史江	南山大学大学院ビジネス研究科 教授	経営組織論、組織学習論
石川良文	南山大学総合政策学部 教授	環境政策、政策評価
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科 教授	法学
山田哲也	南山大学総合政策学部 教授	国際法
奥田太郎	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	倫理学、応用倫理学
笹橋一輝	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	環境経済学
森山花鈴	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	行政学、政治学

# 全体講評—「文系廃止論」への応答と挑戦

第9回社会倫理研究奨励賞選定委員会委員長 野家啓一

南山大学社会倫理研究所が主催する「社会倫理研究奨励賞」も今年で第9回目を迎えることができた。これも皆様方の多大なるご支援の賜物であり、選定委員会を代表して厚く御礼を申し上げたい。

今回は受賞作1篇と審査員賞2篇が選ばれたが、選定経過と各論文の講評について報告させていただく。昨年(2015年)8月に論文募集を開始し、締め切り日の12月1日までに13編の応募があった。それらの論文について12月18日に予備審査委員7名による一次審査を行い、最終候補論文5本が選ばれた。次に外部委員を含む9名の選定委員会委員に、これら5本の論文について学術性やアクチュアリティの観点から「上位2本を選び、

短評をつける」ことをお願いした。その結果を基に、本年2月5日に最終審査を行い、熱心かつ活発な議論を通じて受賞作が決定された。

これまで審査員賞は1篇のみだったが、今回は初めて2篇の論文が選ばれた。最終審査に残った5本の論文は、それだけ水準が高く、いずれも甲乙つけがたい力作であったことの結果といえる。以下では、受賞した各論文について、選定委員会で闘わされた意見を総合しながら講評を述べさせていただく。





## 第9回社会倫理研究奨励賞

佐々木拓（大谷大学文学部任期制助教）

受賞論文「依存行動への責任を限定する—レヴィの自我消耗仮説と規範的統制原理の適用可能性—」（『倫理学年報』第64集、189-202頁、2015年3月）

### 【講評】

本論文は依存症患者の責任帰属をめぐる問題に焦点を合わせ、従来の「道徳的行為者モデル」と「病気モデル」との二項対立を克服し、著者独自の「規範的統制原理適用可能性アプローチ」を提起しようとした意欲作である。著者は依存行動についての最近の研究動向を踏まえながら、責任帰属という実践に関して法的視点と医学的視点の両者を視野に収めつつ、ありうべき解決策を模索している。とりわけ、N.レヴィの「自我消耗仮説」を背景に、依存症患者の実態をよりの確に反映した新たな帰責モデルを提起した点は高く評価できる。著者が提起する規範的統制原理とは、人間の行動を適切に理解するために必要不可欠な概念のことであり、たとえば「自由

意志」がそれに相当する。それゆえ、責任帰属の実践は「規範、賞罰、帰属条件」という3項目だけでは完結せず、そこに自由意志を基盤とした統制原理としての人間像が関わっているという指摘は著者のオリジナルな功績である。本論文は学術性とアクチュアリティの両面においてすぐれた考察を展開しており、社会倫理研究奨励賞にふさわしい業績と判断される。ただ、規範的統制原理の適用条件の議論において、自由意志の観点と自然法則の観点とがやや無造作に対比されている点は、哲学史的にはさまざまな議論が積み重ねられてきたトピックでもあり、今後のさらなる考究を期待したい。

## 審査員賞

居永正宏（大阪府立大学客員研究員）

受賞論文「フェミニスト現象学における『産み』をめぐる一男性学的『産み』論の可能性」（『女性学研究』第22号、99-126頁、2015年3月）

### 【講評】

従来の男性中心的な哲学では主題化されてこなかった「産み」という問題を俎上に載せ、「死」と並ぶもう一つの人間の条件を浮き彫りにしようとした問題提起的な論文である。「産み」を出発点に性的交渉から子育てまでをトータルに射程に収めることによって、男性的主体をも組み込む形で議論の文脈を拡張し、フェミニスト現象学の新たな地平を切り開こうとした意欲に満ちた論文と評価できる。「産み」という概念を中心に置くことにより、男性的身体論の解体と再構築を目指し、男性の身体をパートナーの身体との関係性において把握しようとした試みは斬新であり、今後の展開が望まれる。ただ、全体として議論がいささか荒削りであり、また理論的基盤がなぜ現象学でなければならないのかが今ひとつ明確ではなかった。大胆かつ意表を突く問題提起であり、今後の研鑽を大いに期待したい。



佐藤静（國學院大學教育開発推進機構助教）

受賞論文「ケアする責務と応答責任—プラグマティックな当為の位置づけをめぐる—」（『倫理学年報』第64集、203-217頁、2015年3月）

### 【講評】

現代社会における喫緊の課題であるケアワークを主題に、ケアを提供する責任を「プラグマティックな責務」という観点から考察した興味深い論文である。著者はロバート・グディンが提起した「ヴァルネラビリティ・モデル」とそれを批判するエヴァ・キテイの「ドゥーリア・モデル」とを対比しながら、両者の利点と欠点を考量し、最終的にはグディンの主張する「プラグマティックな当為」という観点からの道徳的責務のあり方を擁護する。著者の論述は、ケアワークのもつ特徴的な性格を十分に踏まえながら、「応答責任 (responsibility)」という観点から、ケアに対する責任の分配について説得力ある議論を展開している。ただ、キテイのグディン批判に対する著者による反批判については、少々論拠が薄弱という印象を与える点が惜まれる。なお、ヴァルネラビリティ・モデルもまたジェンダー平等という視点からは問題点を含むという著者の指摘は重要であり、今後のさらなる展開を望みたい。

先にも述べたように、最終候補に残った5本の論文はいずれも高い水準の力作であり、受賞には至らなかった2本の論考も、加筆修正を加えるならば、十分に受賞に値する論文であった（実際、受賞作に推した選考委員も複数存在した）。今後の参考のために、簡単に講評を加えておきたい。

## 最終候補論文講評

小島秀信「市場社会と遊戯論—ホイジンガの社会哲学を中心として」

### 【講評】

資本主義社会の市場活動を「運と技量のゲーム」と捉えたハイエクの見解を基盤に、ホイジンガとカイヨワの遊戯論を比較し、市場競争に求められるエートスを浮き彫りにしようとしたユニークな論文である。「カジノ資本主義」と呼ばれる逸脱的事象を読み解く枠組みを設定し、グローバル資本によるマネーゲームを批判的に捉えなおす視座を提起した功績は大きい。ただ、オリジナリティという点では先行研究に寄りかかりすぎている点が目につき、著者独自の遊戯論が見えてこない点が残念であった。

内藤 準「社会階層研究における機会の平等と完全移動—概念の分析に基づく方法論的検討—」

### 【講評】

「機会の平等」はこれまで「完全移動」すなわち親子の地位の独立性として解釈されてきたが、近年それに対して「個人の選択」を重視する観点からの批判が提起された。本論文は「社会階層」という分析枠組みを媒介させることによって、個人選択説からの批判を回避すると

ともに、新たな理論的基盤を構築しようとする意欲的論文である。論述は周到であり、分析モデルも明快で、学術的には申し分ない。ただ、既存のパラダイムの内部での理論の精緻化といった方向の作品であり、アクチュアリティおよび社会倫理的な構想力と言う観点からは今一つ物足りなさが残った。

昨年来、文科大臣による国立大学への組織再編に関わる通知が「文系廃止」の方向を示唆するものと受け止められ、活発な議論が続いている。一般に文系の学問は「役に立たない」というのが通り相場だが、そのような通念が単なる思い込みにすぎないことは、最終候補に残った上記五篇の論文を読めば、誰の目にも明らかであろう。いずれも現代社会が抱え込んだ困難な社会倫理的課題に正面から取り組み、その解決策を真摯に模索した、学術性とアクチュアリティを共に備えた論考である。その意味で、これらの論文は「文系廃止論」に対する人文社会科学からの応答であり挑戦だと言ってよい。若い研究者の方々の先鋭な問題意識と弛まぬ努力に敬意を表するとともに、この「社会倫理研究奨励賞」がそうした意欲的研究の支えとなり、新たな才能発掘のスプリングボードとなることを心から望んで講評を締めくくりたい。■



# 依存行動への責任を限定する

—レヴィの自我消耗仮説と規範的統制原理の適用可能性

第9回社会倫理研究奨励賞受賞 佐々木 拓

## はじめに

この度は第9回社会倫理研究奨励賞という栄えある賞をいただき、大変うれしく思います。丁寧に論文を読んでいただいた選定委員のみなさまに心より御礼申し上げます。また、これまで論文をご指導いただいた京都大学大学院文学研究科倫理学研究室の水谷雅彦先生にもこの場をかりて感謝申し上げます。

私の研究はジョン・ロックの自由論に始まりました。そこから現代自由意志問題へとテーマを展開していくなかで、この問題を形而上学的問題としてではなく、責任帰属という倫理実践と関連づけて論じることの重要性と必要性を感じました。依存症の責任論というテーマはそういった関心のもとで、現実的な責任帰属条件の探求として取り組まれたものです。理論としては未熟なところがまだ目立ちますが、今回このような賞をいただいたことで、理論のもつべき現実性の重さを改めて意識させられました。今後は説明力の高さだけでなく、現実性をしっかりと見据えた上で理論の構築に励みたいと思います。

以下では、依存症の倫理学をめぐる学術状況と、そのなかでの責任帰属に関わる具体的な目標を紹介し、それに対するN.レヴィによる脳神経科学倫理学からの応答を検討した後、私自身のアプローチとしての「規範的統制原理適用可能性アプローチ」を紹介します。そして、最後に今後の研究の展望を述べたいと思います。

## 研究の背景

依存症 addiction というテーマは、いわゆる「意志の弱さ」の問題として自由意志問題の中で取り扱われることはありましたが、決して中心的な主題とは言えませんでした。しかしながら、前世紀のおわりから急速に発達した脳神経科学により依存症の脳神経科学的機構が明らかにされるにしたがって、その知見の利用や患者を被験者とした実験の是非、さらにはそれらを実施するあり方について、盛んに議論されるようになりました。この学術領域は現在では「依存症の脳神経科学倫理学 addiction neuroethics」

と呼ばれていますが、依存症患者の責任能力や行為者性の問題はその中の主要テーマのひとつです。受賞論文はこの問題について、依存症患者の責任能力を依存関連行動に限定して制限するという課題を扱ったものです。

依存行動に対する道徳的責任の部分的帰属という問題は、依存症患者の治療へのアクセスを向上させるための社会的課題の一部です。依存症患者にはさまざまな社会的偏見があり、その悪いイメージが依存症患者に自身が依存症であることを認めさせ治療を受けさせることを妨げていると言われています。<sup>1</sup> 依存症にまつわる社会的コストの軽減はわが国のみならず世界的な課題であり、依存症の倫理学はこの課題に答えることで社会への貢献を目指しています。

しかしながら、従来の責任論の枠組みではこの部分的帰属という問題を扱うことは困難でした。それは、従来の依存症理解が次の2つのモデルのいずれかに限定されてきたためです。ひとつは、依存症患者を通常の行為者とみなし、すべての行為に十全な責任を認める「道徳的行為者モデル」です。もうひとつは、依存症のある種の病気とみなし、それによって依存症患者は責任能力を損なわれているとするもので、これは「病気モデル」と呼ばれています。依存症の脳神経科学倫理学の当初の動きでは、病気モデルを採用することで依存症患者の責任を免除することを試みました。しかし、病気モデルを採用する場合、患者は責任能力のすべてを失うので、依存症に無関係の行為を含め、あらゆる行為に責任を負うことができなくなってしまいます。一方で、道徳的行為者モデルでは、患者は非難を免れる理由を何一つもちません。両者のいずれの理解も、自身を依存症患者と認め、治療への一步を踏み出すことへの躓きの石となっています。そこで、依存症の脳神経科学倫理学では2つのモデルを排他的と考えず、融合させることを目指しています。すなわち、健全な行為者である患者が一時的に(すなわち

<sup>1</sup> Carter, A., Hall, W. and Illes, J. ed. 2012. *Addiction Neuroethics: The Ethics of Addiction Neuroscience Research and Treatment*. Elsevier Inc.





依存行動に関連して) 責任能力が限定されるという理解を作ることで、依存症患者の人間としての尊厳を保ちつつ非難をなくすことで、治療へのアクセスを高めようというわけです。

## N. レヴィの自我（自己）消耗仮説<sup>2</sup>

ここでは部分的責任帰属の例としてオーストラリアの脳神経科学倫理学者のN. レヴィの考えを紹介します。が、その前に問題としている「依存症」とは何かについて説明しておきます。近年の理解では、依存症とは「(悪い結果が出るなど)対象行動をやめなければいけないと分かっているながらも、それをやめることができない状態のこと」を指します。単に何かに頼っているという状態を「依存dependence」と呼ぶならば、依存症はその依存状態によって困ったことが生じている事態だと言えます。ここで中心的な特徴となっているのは、依存行動や依存性物質に対する**強迫的欲求**です。<sup>3</sup> 依存症と聞くとアルコール依存症の人が酔っ払って人に迷惑をかけたたり、覚せい剤依存

者が幻覚をみて錯乱したりするイメージを持つ人がいるかもしれませんが、これらは依存症の責任論の対象ではありません。依存症の責任論が問題とするのは、酩酊や錯乱といった心神喪失の状態ではないにもかかわらず、依存行動に対する強い欲求のために、その行動を差し控えることができないという事態です。

このことを説明するために、脳神経科学倫理学者のレヴィは実験心理学の知見を利用します。それは「自己制御資源」という考えです。この考えは、われわれの行為の中にはコントロールに特殊な資源を必要とするものがある(例えば、難しい数学の問題を解くのに集中し続けるなど)、という発想に依拠しています。この資源はそれを必要とする行為をする毎に減少していき、資源が消尽したとき、行為者はその種の行為のコントロールを失います。しかしこの時、資源を**必要としない**行為については、行為者は依然とコントロールを保持しています。レヴィはこのように、コントロールを2種類に区別し、それぞれに別個の責任条件を割りあてることで、部分的責任帰属の課題を解決しようとした。

依存症に例をとって説明しましょう。レヴィは依存症がもたらす強迫的欲求をある種の誘惑と捉えます。この誘惑は依存行動をとる様々な理由を患者に生み出します。

<sup>2</sup> 本節の内容についてはLevy, Neil: 2011. *Addiction, Responsibility, and Ego Depletion*. (in Poland, J. and Graham, G. ed. 2011. *Addiction and Responsibility*. MIT Press: 89-111)を参照。

<sup>3</sup> ここまでの依存症理解については廣中直行. 2013. 『依存症のすべて「やめられない気持ち」はどこから来る?』(講談社)を参照。

レヴィは、この理由を打ち負かす別の理由を考え、強迫的欲求に抵抗することがまさに自己制御資源を要する行為だと考えました。依存症患者にはこの種の欲求と誘惑が非依存者よりも頻繁に生じるため、資源の消耗が激しく、消尽する機会も増えます。そして、消尽状態になったとき依存症患者は依存行動に対するコントロールを失うため、責任を問えなくなるというわけです。ただ、消尽後でも、資源の不要な行為に関してはコントロールを維持するので、依存症患者は責任能力を完全には失いません。このようなかたちで、レヴィは依存行動に限定した責任免除の説明を提案したのです。

レヴィの功績のひとつは、帰責に必要なコントロールを2つに区別した点です。すなわち、われわれの行為全般に対して及ぼされるコントロールと、特殊な行為に関して局所的に行使されるコントロールです（前者を全般的コントロール、後者を局所的コントロールと呼びます）。このように、局所的責任能力（コントロール）を特定し、その欠如をもって局所的な責任の免除を説明するというのは、有効な手法のひとつと言えるでしょう。依存症患者は道徳的行為者でありながら、「病気」の症状によって依存行為に特異的に責任能力を失うとする点で、レヴィの仮説は道徳的行為者モデルと病気モデルを融合していると言えます。

レヴィの仮説は一定の説得力を備えた説明理論であると言えるでしょう。しかし、ここでひとつ疑問が生じます。それは2種類のコントロールはそれぞれどういう意味で責任帰属と関係しているのか、という問いです。このレヴィの考えを支える倫理学説として、次節では私の提案する「規範的統制原理適用可能性アプローチ」について説明します。

### 規範的統制原理適用可能性アプローチ

私は受賞論文で、依存症患者への部分的責任帰属の問題を説明するために、規範的統制原理適用可能性アプローチ（the Approach of Regulative Ideal Applicability. 以下ARIAと略）を提示しました。このアプローチは次の2つの要素から構成されています。（1）従来の事実的な責任評価条件（例えば、自由意志や合理性の保持）を統制原理として考える、（2）統制原理の適用可能性を責任評価条件とする。これは、簡単にまとめるなら、ある人の行動を「責任評価可能なもの」という視点で見ることが可能かどうかで、責任帰属の是非を決定するという考えです。私の考えでは、われわれが物事を理解するために

は「それを前提し、それを通して見なければ、問題となっている出来事が適切に理解されないような概念」が必要です。これを私は「規範的統制原理」と呼びますが、人間の**行為**についても、行為を**行為**として理解するためには統制原理が必要だと考えます。この行為理解の枠組みとしての原理の適用の可否が責任帰属の是非となるというのが基本的な考えです。

私たちは通常、人間が行う「行為」と物体の単なる運動が引き起こす「出来事」を区別します。例えば、強風で石が煽られてあなたの部屋の窓を割った時、あなたは「台風なんだからしかたがない」とあきらめるかもしれません。しかし、大学生がたわむれに石を投げて窓を割ったらどうでしょう。あなたはきっと腹を立て、彼を非難せずにはいられないと思います。このように、同じ「石が当たって窓が割れる」という事象であっても、一方をわれわれは自然現象として理解し、他方を人間の**行為**として理解します。その理由は、事象を理解する際の理解の枠組み、理解の前提として想定される統制原理が異なるためだと私は説明します。われわれが大学生を非難するのは、われわれはその事象を「**行為**の視点」で眺めているからであり、強風で飛んだ石を非難しないのはそのような原理を適用せず、むしろ自然法則による因果作用の結果として理解しているからだ、というのがARIAの提案です。

これを依存症に当てはめるなら、依存症患者の行動であっても、行為の視点によって理解可能である限り、その行動には責任帰属が可能である一方、依存行動の繰り返しにより、もはやその人の行動を「まっとうな行為」として理解できなくなる場合には、その人の行動を非難することはもはや不適切だということになります。例えば、依存症患者が家族に料理をふるまったとしましょう。彼の行動は家族への愛情という理由から適切に理解可能であり、また行為の視点のもとで眺めても全く問題がありません。対して、家族にしょっちゅう嘘をついたり、借金をしたりしてまで薬物使用を繰り返し、その行動がもはや適切な理由のある行動とみなせなくなったとき、その行動はむしろ依存症の脳神経科学的機構の観点（レヴィの例でいえば、自己制御資源の消尽）から理解されるべきでしょう。その時はもはや行為の視点では行動を見ることができないために、依存行動を非難するのは妥当ではないということになります。

ARIAは人間の行動を理解する視点の転換を通じて、すなわち、普段行為する道徳的行為者の行動を、依存症

# 受賞者プロフィール



さ さ き た く  
佐々木 拓

に関する脳神経科学的知見の下で理解し、「**行為**の視点」を適用しないことで、部分的責任免除を説明します。先の2つのモデルの融合はレヴィの考え方に準じますが、行為の原理の適用によって責任帰属の根拠を示す点で、レヴィ説を補完するものとなっています。

## 今後の展望

今行為の原理が帰責の根拠を与えると述べましたが、ARIAについては、どのようなかたちで振る舞うのが人間らしい**行為**なのか、言い換えればわれわれが規範として「あるべき姿」と考える人間像を受賞論文では示せていません。また、原理の適用条件としても、ヤッフェの自律の放棄の議論と、人間関係に基づいた目的論的評価を示すにとどまり、その全体像を描けていないのが実情です。今後はこの点を突き詰め理論を精緻化させると同時に、メタ倫理的議論として、責任条件が文脈によって変化すること、また責任帰属の条件がある種の**投影**にあることを正当化する必要があります。加えて、人々が一般的に抱く人間の行為者性の内実と、今後さらに蓄積していく脳神経科学的知見とを関連付けるために、脳神経科学者や心理学者と連携した研究を進め、より現実性の高い理論の構築を目指したいと考えています。■

京都大学大学院文学研究科博士後期課程修了。博士（文学）。日本学術振興会特別研究員、京都大学・立命館大学・龍谷大学・大阪教育大学等非常勤講師を経て、現在、大谷大学文学部哲学科任期制助教。

## 研究領域

依存症の倫理学、現代自由意志論、17-8世紀イギリス道徳哲学

## 主要業績

「ロック哲学における動機づけの力—幸福、欲求、そして落ちつかなさ—」『哲学研究』第596号、京都哲学会、2013年、46-69頁。  
「依存の責任論—ヤッフェの補償負担説と脳神経科学的依存理解」『倫理学年報』第62集、日本倫理学会、2013年、239-253頁。

## 静岡大学生命環境倫理学研究室

開かれた対話と探究の実践  
—生命と環境のダイナミズムをもとめて—

竹之内裕文 × 藤本穰彦 × 籠橋一輝 × 森山花鈴

2016年3月1日、第一種研究所員の籠橋、森山が、静岡大学農学部を訪問し、竹之内裕文氏（農学部教授）、藤本穰彦氏（グローバル企画推進室・農学部特任准教授）にお話を伺った。研究室の学生諸氏も立ち会ってのインタビューとなった。

## 1. 研究室について

籠橋：まず、生命環境倫理学研究室のメンバーやスタッフの構成について教えてください。

竹之内：現在（2016年6月20日）は、博士が4名、修士が1名、4年が2名です。3年生が後期から入ってきます。教員は2名です。研究室のゼミと論文指導は2人でやっています。

籠橋：環境と生命を統合していくという観点から、フィールドに実際に行って活動しながら学問と実践を往復しておられるそうですが、そういう教育方針をとるきっかけとなるご経験が何かあったのでしょうか。

竹之内：私の専門は哲学です。いつも自分の目で「見る」ことを大切に考えています。自分の身を実際にその場に置くことの大事さってありますよね。「自分で考える」ということも、そこから始まるように思います。私たちの研究室では、生命と環境の不可分な関係に注目しながら、身近な課題を題材に、各人の問い（驚きや疑問）を掘り下げていきます。生身の現実から出発するために、その土地に生きる人と出会うこと、フィールドワークにも力を入れています。

籠橋：7名の学生の皆さんそれぞれのフィールドで事情が全然違ったりすると思うんですが、お互いが議論する際の共通言語の問題など、生命環境倫理学研究室の中で気を遣っていることはありますか。

竹之内：毎週英語の共通テキストを精読することに加え、月に1度、土日に、指定図書を講読し、投稿論文や研究構想を報告する月例ゼミを実施しています。テ

キストは生命系と環境系を交互に扱います。共通して大切なことは自分の問いを見つけ、それにアプローチする眼差しや問い方を身につけることにあります。また、月例ゼミのテキスト講読には、哲学カフェや死生学カフェ（後述）の世話人や他研究室の学生も出席しています。ゼミ生には、他の分野や市民の人にも伝える、開かれた言葉で語るように促しています。

籠橋：自分の専門の言葉だけでなく平易な言葉で語るには、本当に自分でわかった、何かつかんだということが必要だと思うんですね。考え方を鍛えるのは難しいことじゃないかと思うんですが。

竹之内：難しいみたいですね。指導する側も大変ですが学生も大変だと思いますよ。ただ古典的な方法かもしれませんが、テキストを丁寧に読み、人の話をきちんと聴き、自分の思い込みから解放されるというのがいちばんの近道であるように思います。

籠橋：研究発表はどのくらいの頻度であるんですか。

竹之内：指定図書のレジュメ作成も含めると、ほぼ毎月、担当があたりますね。私と藤本さん2人で厳しく指導しています。新しく研究室に入ってくる学部3年生には、論文の書き方に関するゼミもやっています。論文執筆ゼミでは共通のテキストを各自で読み、書いてきたレポートを添削しあいます。2週間に1度のペースで開催しています。

籠橋：結構スパルタな感じですね。ところで、生命環境倫理学は、英語では *environmental bioethics* とのことですが、訳語で「生命」を先にしたのは何か理由がある

のでしょうか。

竹之内：僕が静岡大学に着任したときの研究室名は「環境哲学」でした。ここに「生命」の要素を加えたいという思いが出発点です。「バイオエシックス」っていう言葉を作ったポッター（編集部注：Van Rensselaer Potter）も、実は「環境」のことを考えながらこの言葉を作ったんです。あるイタリア人がその問題意識を受け継いで environmental bioethics という言葉を使っていたことを知り、この言葉を採用しました。ただ「生命環境倫理学」は日本語では足し算的な広がりがあるけど、英語では狭くなる感じがあり、その齟齬が気になっています。「環境」が指すものはあまりに広く、しかも曖昧ということもあるので、「生命」と「環境」を単に並べるのではなく、bioethics の中に「環境」という視点をとり入れるのが良いんじゃないかと思っています。

## 2. フィールドで学ぶことについて

籠橋：研究室のフィールドワークについて教えてください。

藤本：静岡市北部、安倍川源流域にある梅ヶ島地区で「梅ヶ島・農援隊」（以下、農援隊）を結成しています。集落や地区の問題解決につながるように、地域住民や学生、他出者、UI ターン者など様々な人たちが互いの立場をこえて一つのチームとなるように活動しています。

竹之内：都市と農村の人間が、対等な立場で、お互いにリスペクトを抱き、できることで助け合ったり、意見をちゃんと言い合えるコミュニティを作りたいと考えました。土地に根ざし、かつ外部者に開かれたコミュニティを作るにはどうするか。そのためには農村の側でも、地区の住民一人ひとりが自分たちの生活に対する誇りを再確認し、地区全体の力を合わせる必要がありますと考えました。2011年1月から月に1回の会合をずっとやっていたんです。

藤本：私が農援隊を引き継いだときには（2015年2月）、すでに30回の会合が行われていました。

籠橋：問題解決の活動とは、例えばどういうものがありますか。

藤本：大代（おおじろ）という集落があります。2007年から静岡大学農学部が農業環境演習（2016年度か

ら実践農学演習に名称変更）という科目でお世話になっているフィールドです。昨年（2015年）、集落の高齢化や小規模化が懸念されるなかで、生活のための水をどのように安心して確保していけるか一緒に考えてほしい、という相談がありました。道水路を辿って、取水口へ何度も足を運びました。集落から取水口までの水道（みずみち）は山道を1キロ半くらいあります。まずはそこを安全に歩けるようにする必要がありました。森林砂防の先生にも協力してもらって、危険箇所の特定、礫の撤去や道路修繕の計画を作りました。2日間（10/31-11/01）をかけて、援農に来た学生たちとともに、集落住民が総出で水道の修復作業を行いました。今は、取水口の改変のアイデアや水道の維持管理のための人的システムづくりを考えているところです。

籠橋：水道の整備活動に対するコミュニティの人たちの評価はどうでしょうか。

藤本：最初の印象は、地元の人たちの気持ちが折れているように感じました。やらなきゃいけないことなのに、できていないということを繰り返していた。集落全体の草刈りや道路の修理などもそうですが、生活のためのインフラを管理しつづけるのはとてもしんどいことなんです。僕たちは、何度も通いました。水道の調査へは1～2月に一度行きました。そのたびに取水口とヘッドタンクを掃除しました。冬の水は冷たかったですね。しんどいところを少し助けながら、地元の人たちと一緒に話し合いながら、水道の崩壊地点を共有し、水道整備の計画づくりをしていきました。気持ちを支えることが大事です。しんどいところを少し支えることができれば、地域の人たちは自分たちの力で色んなことができます。

森山：一緒に考えること自体が支えることになるということでしょうか。

藤本：先日、「気持ちを押ししてくれた。やらないとやらないと思っていでもなかなか出来ていなかった」と言われました。気持ちをあわせる作業をやってくれた、と。

森山：フィールドでの経験を通して学生さん自身はどのようなものを得たと考えていますか。

学生：地域に入っていく第一歩でした。それまで、現場にあまり行ったことがなかったので。大代集落には、

研究室でお借りしているわさび田もあります。わさび田は道から降りていった見えないところにあって、ちょっと違う場所、秘密基地にきたという感覚も新鮮です。地域に住む人たちも時々いらっしやって、わさびの栽培の仕方を教えてくれたり、気にかけて声をかけてくれます。そういう経験を通じて、農山村の暮らしに興味を持ちました。農作業や農村での活動を通して人とつながる意味についても考えさせられました。

### 3. 地域と研究者の関わりについて

籠橋：地域に入っていくときの研究者としての役割やスタンスについてはどう考えていますか。

藤本：地域と関わるときは、研究者としてというより、自分の持てる知識や技術、ネットワークのすべてを使って何とかしたいという気持ちです。ただ、地域の側に本気がないと何をしても上手くいきません。地域づくりでは、地域の人たちが自分たちのことに本気かどうか大切です。自分が研究者であるかどうかは関係なく、地域に入るときは、本気で何とかしたいと思っている人たちがいて、その思いに応えたいという気持ちです。

竹之内：人と人との出会いだね。結局はね。普通に会話して酒飲んでいて、ぱっと重要な言葉を言われる、あるいは話の流れでその人自身の経験や歴史を聞くことになって、その人の人生について考えさせられる。そんなふうに現場の人たちとの会話の中から大きな問いをもらって帰る。それについてじっくり考えるという感じですね。研究を続けていく自信や手応えって、人のそういう言葉にあるんじゃないでしょうか。少なくとも私の場合、自分が書いた論文は農家のおじさんの問いに応えられたらどうかとか、自分なりに現場で受け止めたものを形にして応えられているかどうかとか。研究のための研究ではなくて、人との出会いに動かされて研究するという面が強いですね。

藤本：これまでに出会い、一緒に活動した地域の人たちのことをいつも頭に置いています。その人たちの代わりに情報を得てきたり、ネットワーキングして解決策を相談してきいたりします。

籠橋：ランドケア（編集部注：オーストラリアで1986年に始まった環境管理運動。インタビュー前にランドケアの研究会があった。）でいうファシリテーターやコーディネーターの役割に近いことを実践されているんですね。

### 4. シンポジウムの企画について

籠橋：私の所属する社会倫理研究所（以下、社倫研）では定期的に懇話会を企画しているんですが、シンポジウムやワークショップを企画する際のテーマの選び方とか講師の選定とかはどうされているんですか。

藤本：竹之内先生とホワイトボードをいっぱいにしてながら、議論して内容を決めてますかね。

竹之内：一番議論するのは理念の話だね。理念の話をするのが僕は好きということもあるけど、理念がないと、何を話しても空転する。議論の中で具体的なアイデアや講師が浮かぶと、その方に依頼の連絡をしたりね。

藤本：その場で電話したりもしますね。

竹之内：話している途中で、具体的なキーワードが浮かんだり、「この人を呼んだらどうか？」という講師の候補が見えてくると、そこから逆に、最初に立てた理念をリバイズしたりとか、割と柔軟に往還運動をしています。異分野であっても同じレベルで議論できる人がいるってことに尽きるんじゃないですかね。シンポジウムというのは仲間づくりという面があって、仲間になってくれる人、今後のパートナーとしてふさわしい人に声をかけるようにしています。

藤本：前後も大事ですよ。シンポジウム前には、前日に来てもらっていくつかのフィールドを一緒に回るようにしています。シンポジウムが終わった後も大事です。飲み会などで今後の戦略をじっくりと話し合う場を設けて、みんなで膝を付き合わせて議論して知識や言語を共有していきます。飲み会には地域の人たちや農家の方も参加していて、その場で人を紹介したり。シンポジウムは、単体の企画ではなく、チームビルディングの場だと考えています。

籠橋：社倫研でもそれをしたいですよね。

### 5. 哲学カフェ・死生学カフェについて

籠橋：静岡で実施されている哲学カフェや死生学カフェについて教えてください。

竹之内：静岡市内のカフェで、哲学カフェ（Philosophy Cafe）と死生学カフェ（Life and Death Cafe）を隔月で開催しています。偶数月が哲学カフェ、奇数月が死生学カフェですね。哲学カフェは市民の討議の場です。特定の人にしか分からない言葉（専門用語）を使ってはいけないというのが一般的なルールですが、僕はそこまで厳しくはしてなくて、分かりやすく話せばそれ

でいよって伝えてるんです。ただし参加者は完全に対等です。ファシリテーターは大事ですよ。いろんな発言が飛び出したときに、それらを分節化・構造化しないとイケないですから。全体討論に先立って、各テーブルに分かれて議論してもらったりしますが、初参加の人もいますので、あまり意見が出ないときもあります。先日は『人文学』がなくなったら社会はどうなりますか? というテーマでやりました(2016年2月27日)。「人文学に専門性はありますか」と聞かされると、参加者の人たちは「専門性はある」と言った。じゃあ「専門性って何だろうね?」って聞かせる。ファシリテーターは、どこに哲学的な論点が潜んでいるのかなって考えながら、討議を進行します。また、モノローグ(独白)で終わらないように、言葉を開いてダイアログ(対話)にしてほしいと、参加者をチャレンジしています。

死生学カフェの方は、日本ではじめての試みです。立ち上げてから一年でまだ試行中です。世話人の中に医療福祉関係者が多かったので、担当者を決めて15分くらい問題提起のプレゼンをしてから議論する、というスタイルで始めました。死生学カフェはどうしてもデリケートな話題になったり、希死念慮のある方もいたりします。グループごとに話しやすいようにグ

ループワークを考えたり、複数のファシリテーターを置いたり、ドキュメンタリーや映画、絵本などの素材などを選びながら、参加者全員で議論できるように慎重に進行しています。

森山: 自殺念慮者の方もいらっしゃるということですが、支援する側の立場でもある方がファシリテーターを担当すると、議論をまとめるのは大変ではないですか。

竹之内: そこは役割分担ですね。ファシリテーターが実践的に学ぶ「世話人カフェ」というのを試行し、そこでも導入したんですけど、グループに付くときには、メインとサブのファシリテーターを立てて、個別の発言に対する注意(メイン)と全体の俯瞰(サブ)というように役割を分担しています。対話の促進という意味でのファシリテーターとは別に、全体の動向に気を配り、ケア的な視点で見る人が必要です。

哲学カフェも死生学カフェも開かれた場です。関心があれば参加してみてください(Facebookで「哲学カフェ@しぞ〜か」、「死生学カフェ」を検索)。

籠橋: 社倫研と考え方が近いところが色々あって、非常に興味深かったです。今日はどうもありがとうございました。■

## 竹之内裕文

【たけのうち・ひろぶみ】

静岡大学農学部教授。東北大学理学部数学科卒、東北大学大学院文学研究科博士課程修了(文学博士)。

専門は哲学、死生学、生命環境倫理学。ハイデガー研究から出発するも、ある在宅ホスピス医との出会いを通して死生学研究に導かれ、農学部着任後は生命環境倫理学の構築に取り組んでいる。



## 藤本稯彦

【ふじもと・ときひこ】

静岡大学グローバル企画推進室・農学部特任准教授。島根県中山間地域研究センター、(独)科学技術振興機構社会技術研究開発センター、九州大学工学研究院特任助教を経て、2014年12月より現職。工学博士(九州大学)。専門は地域社会学、コミュニティ政策など。日本とインドネシアでの自然エネルギーや小水力発電の導入・計画づくりに携わっている。



## 「環境と倫理」

奥田太郎

南山大学社会倫理研究所・第一種研究所員  
人文学部・教授

社会倫理研究所は、2011年から上智大学生命倫理研究所との共催シンポジウムを毎年開催しており、今回の開催はその第5回となる。これまで、「脳科学に何が期待できるのか?」、「私たちは他人を助けるべきか」、「今、子供を想う」、「パンデミックを考える」といった多様なテーマを取り上げてきたが、今回のテーマは「環境と倫理」であり、2015年12月12日(土)に上智大学四谷キャンパスにて開催された。今回のシンポジウムは二部構成であった。第一部では、3名の提題者による講演があり、第二部では、竹内修一(上智大学神学部教授)の司会による提題者3名の間でのパネルディスカッションが実施された。

第一講演は、南山大学社会倫理研究所第一種研究所員の**籠橋一輝**による「**将来世代に引き継ぐべき自然環境をどう考えるか**」と題する講演であった。

籠橋はまず、持続可能性をめぐる議論のなかで「代替不可能性」が問題化した経緯を説明した。籠橋によれば、枯渇性資源と人工資本の完全代替を前提とし、枯渇性資源収益の人工資本への投資を通じて持続的な経済成長が可能となることを説いた「ハートウィック・ルール」は、いわば「弱い持続可能性」であり、それへの批判として、環境・資源の代替不可能性を前提とする「強い持続可能性」という考え方が形成されるに至った。そうした流れの中で、ハートウィック・ルールが前提とする人工資本との完全代替が成り立たない自然資本の存在を根拠として、D.ピアスらは、「生存と福祉に必要な不可欠な生態的資産」としての「本質的自然資本(Critical Natural Capital:以下、CNC)」概念を提起した。籠橋の整理によると、CNCは、(1)損失の不可逆性、(2)他の資本との代替不可能性、(3)損失の絶対性の程度を主たる定義軸とする概念である。

籠橋は、環境経済学のサステナビリティ論における自然資本の位置づけを探ることで、CNC概念の内実に迫ろうとする。籠橋によれば、サステナビリティ論は一般に、生産アプローチと機能アプローチに大別される。生産アプローチでは、生産要素としての資源ストックが自然資本とみなされ、理論構成に応じて、フローが生産物の価値を生み出すような自然資本(農業用水、工業用水、

レアメタル等)がCNCとして特定されたり、ストック自体が生産に不可欠な役割を果たすような自然資本(農地や漁場等)がCNCとして特定されたりする、と籠橋は分析する。これに対して機能アプローチでは、資源のみならず、汚染物質の同化・分解、アメニティ、生命維持などの諸機能を提供する環境をも自然資本とみなし、環境機能を直接的に提供する自然資本(たとえば、水供給機能を提供する河川)や環境機能を間接的に働かせる要素(たとえば、上流の森林、地下水、土質構造)がCNCとして特定される。

籠橋は、これらの既存のアプローチに対して、いずれも代替可能性を論ずるに際し、生産や環境機能の創出において自然資本が果たす物理的な役割のみに焦点が当てられていることを批判する。籠橋によれば、CNC概念には、文化や歴史等に裏打ちされる固有性、人々の価値規範に関連する環境要素を考慮することが不可欠である。籠橋は、そうした社会的文脈を考慮に入れる手法として、経済学における「辞書式選好」に着目することを提案し、人々の認識を通じて決定される主観的な代替可能性の重要性を訴える。それによって、CNC概念がもつ「将来世代に引き継ぐべき自然資本」という規範的含意を捉えよう、という見通しを述べ、講演を締めくくった。

第二講演は、上智大学神学部講師の**吉川まみ**による「**地球環境と食卓とのちのつながり—ラウダート・シ「統合的エコロジー」をふまえて**」と題する講演であった。

吉川は、教皇フランシスコの回勅「ラウダート・シ」が提起した「統合的エコロジー」に依拠しつつ、食を倫理的に問うことを、「いのち」との関わりから地球環境を包括的に捉え直す作業と位置づけ、食物、食事、食生活、食卓をめぐる現代的な問題について論じていった。まず、吉川は輸入牛肉に着目し、牛肉の輸入に際して、「フードマイレージ」という尺度に基けば、エネルギーが、また、「バーチャルウォーター」という尺度に基けば、水資源がそれぞれ大量に消費されていることがわかると指摘し、食物には環境問題が映し出されていると主張した。また、日本の肉類消費量が戦後60年間で4~5倍近く



増加したこと、それを支えるために大量生産・大量消費・大量廃棄の産業構造が形成されてきたことにより、多くの社会問題が生じていると吉川は指摘する。吉川によれば、その背景には、生産者側の「より良いものをより安く」という志向と、消費者側の「いつでも、どこでも、一人で、好きな時に、簡単・便利・快適に」という志向とが複雑に相互作用する現代社会の構造がある。さらに、「近代家族」をつくるというライフコースの画一性が崩れることで家族形態が変化し、ライフスタイルの変化と相俟って食生活の簡便化が生じたり、コミュニケーションに関わる新しい技術の浸透によって人々の意識や人間関係のあり方が変化し個食化が進むなど、食生活には人間問題が映し出される、と吉川は指摘した。最後に、自分自身の身体感覚に自覚的に食べることが食べ物由来への関心にむすびついており、また、人と共に食卓を囲むことが他者のいのちへの感受性にむすびついている、という仕方でも、食卓がいのちの問題を映し出す結節点になっている、と主張された。以上の議論を踏まえ吉川は、生態学的な相互依存性にとどまらない人間相互の、さらには人間と社会相互の有機的な循環への積極的な参加こそが、「統合的エコロジー」によって求められていると述べ、それを阻害する「弱者がより傷つく社会構造」と「貧困」への対応の必要性を訴えて講演を締めくくった。

第三講演は、上智大学外国語学部ドイツ語学科教授の**木村護郎**クリストフによる「**ドイツの教会に見る環境倫理とその実践**」と題する講演であった。

木村は最初に、ドイツが環境・エネルギー問題で注目されていることを踏まえ、社会的組織としての教会という観点から、ドイツのキリスト教会が環境問題についてどのような思想をもってどのような実践を行っているかという問いに答える必要があると問題提起を行った。木村は、1985年に出されたドイツ福音教会とドイツ司教協議会の共同声明『創造に責任を負うこと』を環境問題に焦点を当てた初のカトリックとプロテスタントの共同声明と位置づけ、その内容を手掛かりに、教会はなぜ環境問題にかかわるのかについて述べる。木村によれば、共同声明から窺われるのは、信仰的な責任、社会的な責任、歴史的な責任という三つの点でキリスト教会が環境問題に関わる理由があるということである。そして、環境問題に関わる上で教会が果たす役割としては、言説を通じた働きかけと実践の二つがありうる、と木村は考える。言説を通じた働きかけとは、具体的には、課題と責任の意識化、判断基準の提示、異なる立場・利害の間の対話

と和解であり、他方、実践とは、自らの影響範囲でのよい先例の実現（つまり、教会自ら模範を示すこと）である。そして、共同声明では、働きかけの前提として実践がなされるべきだと述べられていることを木村は指摘する。

そこで木村は、キリスト教会が実際にどのような実践を行っているのか、その代表的な事例を提示する。たとえば、1949年からだいたい隔年で開催されるドイツ福音教会信徒大会は、信徒によって自発的に運営されており、環境問題に関する実践的な取り組みが毎回為されている。この教会大会では、たとえば、持続可能な食事の見本が実際に示され、参加者それぞれに動機付けを与えることが目指されている。また、ドイツ中南部のミュンスターシュヴァルツアハ修道院（ベネディクト派修道院）では、再生可能エネルギーの利用を自ら推し進めている。修道院は、自らの取り組みが経済的な効率によって牽引されているのではなく、霊的な基盤をもち、霊性に基づく行動で周囲に働きかけるものである、と考えている。その他、教会の環境マネジメント・ネットワークによる「緑の雄鶏（grüner Gockel/Hahn）」という教会向け環境認証制度についても紹介された。

これらの実践例から、木村は次のような基本的な論理を取り出す。すなわち、環境に関する取り組みが基本的な信仰課題として位置づけられ、また環境問題への対処において社会一般の人々よりも教会は重い責任をもつがゆえに、教会は環境問題に対する実践において模範的かつ先駆的な役割を果たさなければならない、という論理である。さらに木村は、ドイツの教会に対して、信仰的基盤の深まりと実践的基盤の広がりについての問いを提示し、また、日本のキリスト教界に対して、その存在感についての問いを発した。そして最後に、教会が環境問題に関わる上述の論理が、環境倫理に対して実践と思想の相互作用の有効性を示唆していると指摘して講演を結んだ。

以上、3つの講演の後、休憩を挟んでパネルディスカッションが行われ、環境、経済、生命、宗教にまたがる幅広い議論が交わされた。上智大学と南山大学という2つのカトリック大学が共催するシンポジウムにふさわしく、独自の角度から環境と倫理の問題に切り込む意義深い内容であったと思われる。なお、本シンポジウム講演者の報告は、上智大学生命倫理研究所が刊行する学術誌『生命と倫理』vol.3（2015）にて論文として収録されている。是非お読みいただきたい。■

## 活動報告

## 2015年度懇話会報告

## 第一回懇話会

2015年11月21日(土)

南山大学名古屋キャンパスR棟3階R32教室

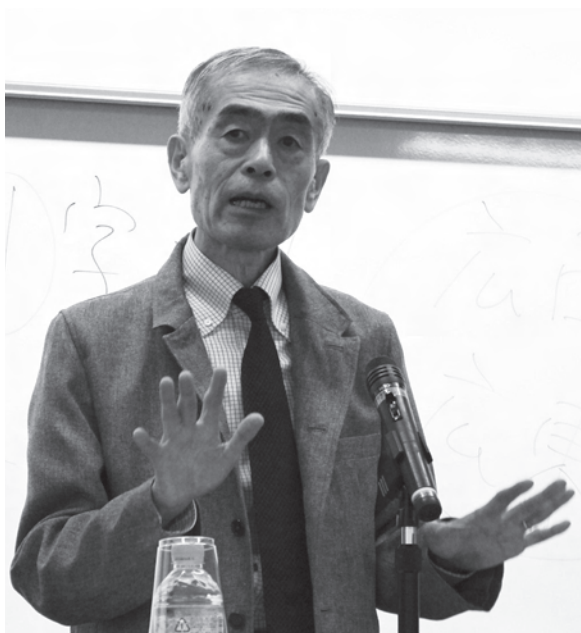
齋藤 修先生(一橋大学名誉教授)

## 「歴史家からみた環境問題：森林・市場・国家」

「社会的レジリエンス」研究プロジェクトの始動に向けたキックオフ企画として、経済史がご専門の齋藤修先生をお招きして、近世から近代にかけての森林管理を素材としながら、「大崩れしない社会」に向けた国家と市場の役割についてご講演頂いた。

齋藤先生は比較環境史のアプローチから、日本と中国、ドイツを対象として、各国の15、16世紀頃からの森林破壊の推移を比較・分析してきた(その研究成果は『環境の経済史—森林・市場・国家』(岩波現代全書、2014年)としてまとめられている)。具体的には、森林破壊の度合いを森林被覆率によって表現し、異なる国・地域における市場や国家の働きが森林被覆率にどのような影響を与えたかが実証的に分析されている。

市場はともすれば経済学では資源配分の効率性の観点から望ましいものとして語られることが多いが、特定の条件の下では暴走することもある。そのときに国家の介入が正当化されるが、国家が常に信頼できるとも限らない。国



家が良い制度をつくることもあれば、森林管理の方向性を見誤ることもあり得る。このような問題意識の下で、齋藤先生は市場と国家を切り口としながら、森林の「大崩れ」を回避させた要因について分析を展開している。

まず、森林面積の変化率と人口増加率の関係でイギリスやフランス、日本、中国(嶺南)を比較してみると、全体の傾向として10%の人口増加によって森林面積が5.9%低下することが分かる。ただし、この結果はすべての国のすべての時代に当てはまっているわけではなく、例えば19世紀のフランスのように、人口増加と森林面積の増加が両立している場合もあれば、人口増加率を大きく超えて森林面積の減少が起きている例(19世紀中盤～20世紀中盤にかけての中国嶺南地方、15%程度の森林減少)もある。このような例外はあるとは言え、少なくとも17～18世紀のイギリスやフランス、1850年以前の嶺南地方では森林破壊が極端な形で急速に進むという事態は起きていないことが定量分析の結果によって裏付けられている。

ジャレド・ダイヤモンドはその著書『文明崩壊—滅亡と存続の命運を分けるもの』(草思社、2005年)の中で、徳川日本を森林管理の成功例として紹介している。彼は徳川日本で森林破壊が食い止められ、社会崩壊に至らなかったことに関して、徳川家の将軍や大名たちのリーダーシップが重要な役割を果たしていたという評価を下している。しかし、齋藤先生によれば、徳川日本では、他の諸国に先駆けて育成林業が発達したことが、森林破壊を食い止める上で大きな役割を果たしたという。

徳川日本では、領主と農民などの間で起こった山林・原野の用益権や帰属に関する争いに対応するために地元開放策が実施された。年季山や部分山ぶわけやまと呼ばれる制度を通じて、官有林のリース契約や領主林の分益契約(シェア・クロッピング)が結ばれ、優良材に対する需要も高かったことから、植林や育林のインセンティブが生み出された。同じようなことは伝統中国でも起きており、民間同士の林業請負契約が林地の所有者である山主さいしゅと裁主(借地林業者)の間で結ばれたことで、育成林業が促進された。興味深いのは、日本も中国も市場志向型の育成林業の成立が森林面積の維持に重要な役割を果たした一方で、体制転換期(中国では清朝末期と中華民国期、日本では17世紀と幕末維新时期)



には市場がむしろ森林の乱伐をもたらす作用をもたらしたということである。

清朝末期の中国、明治期の日本、プロイセン（ドイツ）の3者を比較すると、森林管理において国家の果たした役割の違いが見えてくる。中国の政府は清朝末期に起こった森林の荒廃に対して関心を持たず、積極的な森林管理政策をとることもなかったという。当然の帰結として、この時期の中国では森林破壊が深刻化していった。こうした中国政府の姿勢とは対照的に、プロイセンでは森林資源の管理は国家の手に委ねられていた。社会の資源を管理するのは国家の責務という考え方の下で、国有林主体の収益極大化経営が行われた。こうしたトップダウン型の強力な国家の関与を通じて、国家財政と結びつけられる形で森林の維持が図られたのが、プロイセンの特徴である。

明治期の日本が森林管理の模範としたのは、このプロイセン型の森林管理政策であった。現実には、政府と地元住民との間に深刻な紛争が発生し、国有化の地元開放策を復活させるなどの処置が必要となったため、プロイセンのような純粋なトップダウン型の森林政策をとることはできなかった。しかし、斎藤先生によれば、結果的にこうした多様なアクターが関与する重層的な森林管理が実施されることで、森林荒廃の危機的な状況から脱することが可能になったと考えられる。

森林の比較環境史のアプローチは、森林管理が行なわれている実態を史実に即して丁寧に解き明かしていくものであり、そのプロセスの中で市場や国家の果たした役割が浮かび上がってくる。比較環境史の観点から過去の森林管理を眺めたとき、森林破壊の原因を資本主義や近代科学の発

展に求めるような言説や、森林保全は日本固有の文化や日本人の心性によってもたらされたと考えられるような言説は色褪せて見えてくる。むしろ、市場や国家が森林にどのように関与してきたかという点を見ることで、過去の森林管理のパフォーマンスに影響を与えた要因を深く探っていくことが可能となる。

斎藤先生のご講演後、コメンテーターの籠橋から、①森林保全の状態を評価する上で森林被覆率の基準は十分か、②育成林業は森林の生態系サービスの持続可能性を担保しうるか、③森林破壊を食い止める上での人々の価値・規範が持つ役割などに関してコメントがあった。2点目のコメントと関連して、国際貿易を通じて生産と消費の場が乖離し、結果的に価格をシグナルとした生産や消費が促進され、モノカルチャー化が進む可能性について議論があった。また、3点目に関して、将来世代に何を引き継ぐかという持続可能性の視点や世代間倫理についても議論を深めていく必要があることが確認された。

今回の懇話会は、2016年度に本格始動した「社会的レジリエンス」研究プロジェクトのキックオフ企画となったが、「大崩れしない社会」について分析を深めていくには、市場や国家が果たす役割を丁寧に見ていくことが不可欠であることが浮き彫りとなった。市場や国家は望ましい帰結をもたらすこともあれば、そうでない場合もあるという斎藤先生の問題意識を引き継ぎながら、市場や国家だけでなく、それらを支えている様々な社会的要因（共同体、ネットワーク、人々の価値規範など）にも目を向け、考察を深めていきたい。（文責 | 籠橋一輝）

## 第二回懇話会

2016年1月9日(土)

南山大学名古屋キャンパス R棟3階 R32教室

今回の懇話会は、「いのちの支援」研究プロジェクトの第一弾懇話会として「中高年の危機～追いつめられる人々にどう向き合うか～」という共通テーマを掲げ、自殺対策をテーマに実施した。本懇話会では、これまで過労自殺をはじめとする自殺案件の弁護に当たってきた生越照幸氏に、追い込まれる中高年の自殺の実態と対策への課題を伺い、自殺予防に長年取り組まれてきた松本晃明氏にその対策の具体例について伺うことで、中高年の自殺の実態と自殺予防の可能性を討論した。

### 第1報告

生越照幸先生(弁護士法人ライフパートナー法律事務所)

#### 「中高年の自殺への危機経路」

最初に生越先生が提示されたのは、自殺で家族を失った人に対する「自殺実態調査」(民間団体と協力)から判明した自殺の危機経路図と、要因ごとの自殺者数のデータである。自殺には様々な要因があり、いくつかの要因が重なった末に自殺が起こることが多い。夫婦関係の不和が起こっているケースや勤務問題などが提示され、そこで弁護士がどのように関わっていくのかが語られた。



生越先生によると、最終的に夫婦関係の不和で夫が亡くなったケースは少なくなく、その場合、家庭問題の他に、失業や多重債務の問題、さらには精神疾患を夫が抱えている場合が多い。弁護士としては法律問題を解決することしかできないため、弁護士や周囲の人が、夫婦関係の不和が起きる前に何ができるのかを考えることが大切だと生越先生は述べた。また、うつ病などの精神疾患を起因とする解雇の問題が起こったとき、裁判になればその手続き自体が本人にとって非常にストレスになり、本人が精神疾患を抱えている場合には、病状が悪化してしまうこともよくある。こうしたケースで弁護士と医師が連携できるパターンはごく少数あるが、互いに守秘義務を負っており連携はかなり難しいとのことであった。医師側、弁護士側双方の自殺問題に対する関心の低さもまた、連携の難しさの一因だと生越先生は指摘する。また、勤務問題については、多くの労働者が、うつ病を会社に対して隠しており、存命中に事件化することは非常に少なく、亡くなってから事件化するというパターンのほうがむしろ多い。こうしたことも自殺対策を進める上で課題となる、と述べられた。

最後に生越先生は、自殺対策基本法が成立して10年経ったことを受け、これまでの自殺対策は例えれば、救急で運ばれてくる患者を必死に生かしてきたようなものであり、今後資金的な都合や人材不足で現在の対策水準を保てなくなったときに再び年間3万人の自殺者数に戻るかもしれないという懸念を示した上で、それを防ぐためにいま一体何が必要なのかということについて皆さんと考えていきたい、と会場に問いを投げかけられた。

### 第2報告

松本晃明先生(静岡県立静岡がんセンター)

#### 「睡眠と中高年の自殺予防」

最初に松本先生は、中高年世代の自殺予防を目標として実施された「富士モデル事業」について、その内容を説明された。富士モデル事業は、うつ病の早期発見として、「お父さん、眠れてる?」というキャッチフレーズを用いた「睡眠キャンペーン」を実施するとともに、不眠を訴え、鬱が疑われる患者がかかりつけ医のところで受診した際に精神科へつなぐ「紹介システム」を導入した事業である。

次に、睡眠不足が与える社会への影響や身体的影響について説明された。睡眠のリズムが狂うと健康にさまざまな悪影響があるが、日本では、眠れないときの対応としてお酒に頼る選択をしている人が非常に多く、医師の診察を受けるという人が他の国々に比べて顕著に少ない。眠れない



ときに医師などには相談せず、間違った対処法である寝酒で対応してしまう傾向があるということである。また、日本の人々は、不眠を訴えても、精神科に限らず内科医や産科医にも相談しない傾向がある。

さらに、松本先生によると、不眠を訴えて病院を訪れる人のうち約20%がうつ病であり、相談に来る中高年のうち2人に1人はうつ病ではないかと言われているそうである。うつ病にかかったとき日本で人々が最初に受診するのは内科であることが圧倒的に多く、自分がうつ病だということに気付かずに、不眠や体の不調を訴えて内科を受診する。ただ、内科で体の不調を訴えただけでは医師も患者が

うつ病だとは気づきにくい。そのため、そういった人々をサポートしていく必要がある。松本先生が富士モデル事業を企画したのはそうした理由からとのことである。

最後に、松本先生は、自殺予防のためには孤独・孤立を防ぐことが必要であると指摘された。地域のつながり、職場のつながり、家族のつながりが徐々に希薄化してくる中で、年間3万人という自殺者が存在する事態が続いている。たとえば、家庭のコミュニケーションの基本として、まず、朝の「おはよう」の挨拶があり、最後、「おやすみなさい」で終わる。職場でも、「おはよう」という会話で始まって、最後は「お疲れさま」とで帰っていく。このように、家庭でも職場でも、実は、睡眠の挨拶がコミュニケーションの基本にある、と松本先生は述べる。それゆえ、寝ることに対する言葉掛けは、家族のコミュニケーション、もしくは職場のコミュニケーションの基本になり、孤独・孤立の歯止めとなる可能性があるというわけである。最後に、こうしたコミュニケーションをとる中で、いつもと様子が違う人がいたら、まずは「眠れてる？」の一言から声掛けを始めることが、自殺対策の第一歩になるのではないかと、と会場に呼びかけられた。

それぞれの先生方のご講演の後には、森山からのコメントをきっかけとするパネルディスカッションが行われ、日本国内の自殺の実態と自殺対策の基本的な情報を提供する場となった。その後、参加者全員による全体討議を行った。参加者には、ボランティア活動に取り組む人や、自殺対策を専門とする研究者もおり、多分野からの討論が活発に行われた。自殺の問題は扱いにくい問題だと思われ敬遠されがちかもしれないが、様々なアプローチで考察していくべき重要な課題であると思わされる充実した内容の懇話会であった。(文責 | 森山花鈴)



## 活動報告

## 新研究プロジェクト紹介

『レジリエンスの社会倫理的基盤構築』を  
共通テーマとして

社会倫理研究所では、2015年度秋より、研究所活動全体の共通テーマとして「レジリエンスの社会倫理的基盤構築」を掲げ、来たる2020年の社会倫理研究所設立40周年の節目に向けて、中期的な共同研究の実施を行うことになりました。

社会倫理研究所は、設立後、カトリック社会倫理の研究、とりわけ伝統的自然法論の研究に精力的に取り組んできましたが、2003年以降、体制を一新し、主として、国際社会に生じる様々な問題や環境問題について中長期的に共同研究を継続してきました。それは具体的には、「公正と平和」研究プロジェクト（2004-2007年）、「保護する責任」研究プロジェクト（2007-2012年）、「国際社会」と倫理」研究プロジェクト（2013年-）、「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト（2009-2015年）として進められ、数々の成果刊行物が発表されることとなりました。その多くは、研究所のWebサイト（<http://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/>）で入手可能です。

そうした数々の研究プロジェクトの背景に流れる通奏低音は、対話と和解というコンセプトでした。現代において世界的に生じる様々な紛争や悲劇、危機的状況、あるいは、日常に潜む数々の暴力について、社会倫理という観点から学術的・実践的に取り組む際に必要となるのは、多様な見解やアプローチとの対話を粘り強く続けることであり、また、一見異質に見えるものの背後に潜む共通性を探り当て、その異質性を崩さぬままに和解へと導くことです。こうしたことは、体制の拡充を経ながら10年余にわたり共同研究を続けていく中で、社会倫理研究所スタッフに共通する洞察として定着していくことになりました。

この一連の取り組みを支える思考の枠組みは、実は、カトリック社会倫理の中にありました。「補完性の原理」です。この原理が社会倫理研究所の研究活動を貫く方針と重なることが鮮明になったのは、2013年頃のことであり、当然ながら2003年当初はそれほど明確には意識されていませんでした。

2015年秋より再び研究所体制が刷新されたのを機に、対話、和解、補完性の原理を包括的に捉えられるコンセプトを模索することとなり、「レジリエンス」という鍵概念にたどり着きました。周知の通り、「レジリエンス」は生態学出自の工学モデルの用語ですが、2011年の東日本大震災以降、日本においても、拡張された意味で広範に流通する一種のバズワードとなりました。人口に膾炙する一方で、この語の内実は問われないうまま、「災害に強い社会」や「逆境に強い人間」といったいささか危うい形で喧伝され続けているようにも思われます。そもそも「レジリエンス」とは記述的な概念なのか規範的な概念なのか、それすら不明瞭なままです。この概念が無批判に使用されることで犠牲になる人々が現れないとも限りません。かつて「進化」概念がそうであったように、「レジリエンス」という概念もまた、取扱注意の札のもと、その概念自体の倫理性すなわち社会倫理的な基盤が問われなければならないでしょう。

こうした認識のもとで、社会倫理研究所は、「レジリエンスの社会倫理的基盤構築」という共通テーマに連なる二つの新たな研究プロジェクトを立ち上げました。今後、社会倫理研究所をプラットフォームとして、学術・実務・当事者を含む多様な知的担い手との共同研究が継続的に実施される予定です。以下、それぞれのプロジェクトリーダーからの研究プロジェクト紹介をご覧ください。

共通テーマ統括 奥田太郎

## 『社会的レジリエンス』研究プロジェクト

私たちの社会は過去に幾度となく、危機的な状況に直面してきました。地震や津波、水害、渇水などの自然災害は言うに及ばず、テロや紛争、金融不安、不況などの社会的・経済的な事象によっても、私たちの生活は大きな影響を受けてきました。このような危機的な状況が予見される中であっても、私たちが将来に向かって福祉水準を維持していくためには、どうすれば良いのでしょうか。本研究プロジェ

クトでは、この問いに対して「社会的レジリエンス (social resilience)」という概念を通じて考察を深めます。

社会的レジリエンスとは、「ある集団やコミュニティが、社会・政治・環境の変化によって生じる外的なストレスや攪乱に対処することのできる能力」(Adger, W.N. 2000. “Social and Ecological Resilience: Are They Related?” *Progress in Human Geography* 24 (3): 347–64.) として定義されていますが、その決定要因や実現条件に関してはまだ研究途上にあります。その一方で、社会倫理の観点からは、レジリエンスというシステム概念を社会のレベルで適用したときに生じうる倫理的問題も扱う必要があります。例えば、社会が大崩れしないという目的の下で、社会の構成員である個人に対してどこまでの負担や犠牲が許容されるのでしょうか。「社会の存続」と「個人の福祉」の間に何らかの緊張関係が存在するとき、私たちは両者のバランスをどのように考えたら良いのでしょうか。

こうした問いは、地球温暖化や生物多様性の喪失、放射性廃棄物の管理などの超長期の環境問題を考えるときにも重要な論点となります。これらの超長期の環境問題は、将来世代の人々の暮らしに不可逆的な損失を引き起こす可能性があります。それがどの程度の影響となりうるか、私たちは完全に知ることはできません。しかし、そのような不確実性が存在する状況下であっても、将来世代の人々が尊厳ある暮らしを維持できるようにすることは、現代に生きる私たちの責務の一つと言えるでしょう。このような文脈では、遠い将来に起こりうる福祉の損失や被害の不確実性を前提としつつ、「将来世代」と「現在世代」の間の緊張関係を乗り越えていく社会のあり方を探求するための概念として、社会的レジリエンスを位置づけることができます。社会的レジリエンスを考えることは、私たちが次の世代に具体的に何を引き継いでいくかという持続可能性 (sustainability) の内実を明らかにしていく作業であるとともに、現在世代と将来世代の関係性を問い直すことでもあります。

このような問題意識の下、「社会的レジリエンス」研究プロジェクトでは、これまで社会倫理研究所で実施されてきた「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトを発展的に引き継ぎ、社会的レジリエンスの考え方を環境問題の文脈に適用する際に生じる様々な課題や論点に関して、経済学や倫理学、歴史学、社会学等の観点から学際的に掘り下げていきます。本研究プロジェクトを通じて、社会的レジリエンス概念が持つ正の側面と負の側面の両方に光を当て、社会的レジリエンスと人間の福祉水準の維持・向上を

両立させるような制度的基盤を構想していきます。

プロジェクトリーダー 籠橋一輝

---

## 「いのちの支援」研究プロジェクト

---

本プロジェクトは、自殺の問題を中心に、私たちの生命、生活、人生に関わる諸問題を「いのち」の問題と捉え、その対処について、当事者の自律的な活動から国・行政の施策に至るまでを幅広く「支援」と位置づけ、「いのちの支援」にかかわる多様な課題について総合的に取り組む研究プロジェクトです。

人の「いのち」に直接かかわる重大な問題として、自殺を挙げることができます。周知のように、自殺は自分で自分のいのちを絶つ個人の行為ですが、それは結果として家族だけでなく社会全体に強い影響を及ぼします。その意味で、自殺の問題は、私たち一人ひとりにとっての重要な「いのち」の問題となります。

日本では、2006年の自殺対策基本法成立後、自殺の問題は社会の問題として、国や行政、そして社会全体で対策に取り組むべき問題だと考えられるようになりました。それは、自殺が個人の自由な選択によるものというよりむしろ、様々な社会的要因によって「追い詰められた末」に発生する構造的な問題だと認識されるようになったからです。上記法律の成立以降、日本では従来の民間団体の取り組みに加え、内閣府をはじめとする中央省庁、地方自治体による自殺対策の取り組みがなされるようになりました。そして、結果として自殺者数を減らすことができました。

現状の対策では、自殺者数に注目し、それを減少させることを目指してきました。しかし、自殺者数は減少したといっても急増前の人数に落ち着いたにすぎず、現状の対策は対症療法以上のものではありません。そこで、自殺者数という結果にのみ注目するのではなく、自殺という結果をもたらすプロセスを、個人および社会的な視座から丁寧に捉えることが必要となります。そのプロセスの中では、ドメスティックバイオレンス、児童虐待、貧困、育児・介護など、様々なものが重層的に関連しながら、大きな問題系を形成しています。

本プロジェクトでは、こうした系をなす一連の問題群を「いのちの支援」の課題として捉え、異領域の研究者・実務家との共同研究を行い、よりよき解決の方途をみいだすことを目指します。そして、研究者をはじめ実務現場にかかわる人々を含めた探求プラットフォームを設定し、そこを基盤として共同研究を進めていきます。

プロジェクトリーダー 森山花鈴

## いのちのちの支援を考える

## ための十冊

## はじめに

現在、日本では年間約 24,000 人が自殺で命を落としている。自殺死亡率(人口 10 万人あたりの自殺者数)は、先進国 G7 の中でもワースト 1 であり、米国の約 2 倍となっている。日本では、1998 年に自殺者数が急増し、それ以降 2012 年に至るまで年間の自殺者数が 14 年連続で 3 万人を超える事態となってきたことから、その対策のために 2006 年には自殺対策基本法が制定され、国家として自殺対策が実施されてきた。しかしながら、年間の自殺者数や、その対策の現状を知る人はまだあまりいないのではないだろうか。今回は、普段の生活の中ではあまり話題にのぼることのない、しかし実は身近な問題である自殺の問題に焦点を絞って、「いのちの支援」を考えるための 10 冊を紹介していきたい。

## 1. 遺族の思いと自殺対策の現状

日本における自殺問題を知る上で、まず初めに手に取っていただきたいのが、自死遺児による体験談集である『自殺って言えなかった。』(自死遺族編集委員会・あしなが育英会編、サンマーク出版、2002 年)である。自殺で家族を失った人のことを、遺族自身は「自殺遺族」とは言わず「自死遺族」と呼ぶことが多い。これは、自殺で親を失った子供たちが自らのことを「自死遺児」と呼び始めたのがはじまりである。国家が自殺対策に取り組み始めたのも、街頭での募金活動を通して現状を訴えてきた彼らの活動によるところが大きい。この本の発行の前に、遺児支援の活動に取り組むあしなが育英会は、同じく自死遺児による体験談集『自殺って言えない』という無料冊子も作成しているが、これらの本の中には遺児の悲痛な思いが詰め込まれており、どちらも大きな反響を呼んだ。

また、日本の自殺問題について、これまでの歴史や海外での取組など基礎的なことを学ぶためには、『自殺予防』(高橋祥友著、岩波書店、2006 年)がわかりやすい。高橋氏は一般書から専門書まで非常に多くの著作を執筆されているが、新書版のこの本は日本における自殺対策だけでなく、自殺問題そのものの基礎知識(自殺の心理、うつ病、国連による自殺予防ガイドライン)についても丁寧に書かれている。また、遺族支援についても触れられているため、自殺対策全般に必要な予防と遺族支援の基礎的な知識を学ぶことができる。

さらに、これまで行われてきた国家・国際レベルの自殺対策や実際の自殺予防・遺族支援活動について学ぶことができるのは、『よくわかる自殺対策—多分野連携と現場力で「いのち」を守る』(本橋豊編、ぎょうせい、2015 年)である。この本は、多くの関係者が参加し執筆した本で、地域の自殺対策の

案内 ■ 森山花鈴 もりやま・かりん

南山大学社会倫理研究所第一種研究所員／総合政策学部講師



現状や世界の自殺対策についても書かれているため、自殺対策が実施されてきた経緯だけでなく、自殺による経済損失や連帯保証人制度と自殺の問題など法的な問題まで、様々な角度から日本の自殺対策について学ぶことができる。

## 2. 自殺予防と自殺する人の心理を知る

自殺をする人自身の心理・精神状態を学ぶには、『人はなぜ自殺するのか—心理学的剖検調査から見えてくるもの(精神科医からのメッセージ)』(張賢徳著、勉誠出版、2006年)がある。張氏は、心理学的剖検という手法を用いて遺族調査を行い、自殺で亡くなった人の心理を調査した研究者である。心理学的剖検とは、「入手可能なあらゆる情報を用いて、個人の人生を辿り、自殺に至った原因の解明を目指す手法」(前掲書 p.73) のことであり、張氏は1991年～1993年に発生した自殺のケースについて調査を行っている。そこで、遺族調査の難しさも浮き彫りにし、日本では自殺が発生した後に遺族が転居する率が高いこと、日本では自殺の問題に触れてほしくないとする遺族も多かったことを明らかにしている。書籍の中では、日本人の自殺観、遺族の悲嘆反応、精神障害が自殺にどのように関与するのかについても論じており、自殺者の約90%が自殺時に精神科診断がつく状態にあったことなども明らかにしている。

また、自殺を考える人の心理については、長い間、認定特定非営利活動法人東京自殺防止センターで電話相談の活動をされていた故・西原由記子氏の『自殺する私をどうか止めて』(西原由記子著、角川書店、2003年)も紹介したい。西原氏は大阪自殺防止センターを立ち上げ、1998年に自殺者数が増えたことを体感し東京自殺防止センターを設立、その後も晩年まで自殺を考える人に寄り添い続けた人である。書籍は、自身の体験談が主になるが、センターに電話をかけてくる自殺を考える人々の悲痛な叫びが記されている。その中で、自殺を考える人に対しては「死にたいと思っていますか?」と聞くことから逃げないこと、話を無条件・無批判で聴くことの重要性を訴えており、西原氏の信条の原点が窺える内容になっている。書店によっては品切れになっているところもあるが、社会倫理研究所図書室に所蔵されているため、

関心のある方はぜひご覧いただきたい。

## 3. 悩んでいる人にどう向き合うか

自殺を考えるほど悩む人に、実際にどう向き合うかについては、『専門家に相談する前のメンタルヘルス・ファーストエイド：こころの応急処置マニュアル』(ベティ・キッチナー・アンソニー・ジョーム著、メンタルヘルスファーストエイドジャパン訳、創元社、2012年)がある。本書で学ぶことができる手法は、内閣府もその取り組みの中で取り入れている。翻訳者のひとりである岩手医科大学の大塚耕太郎氏は、被災地支援も行っており、このほかにも独自の自殺予防の手法を開発しているが、メンタルヘルス・ファーストエイドは、精神疾患を抱える方への初期対応として「自殺を具体的に考えているかどうかリスク評価をする」「安心する情報を与える」など、初心者でもわかりやすいものとなっており、一読をお勧めしたい。

また、うつ病などの精神疾患への対応は、現在、薬物療法と認知(行動)療法が中心となっているが、その手法について学ぶのであれば、『はじめての認知療法』(大野裕著、講談社、2011年)をお勧めしたい。大野氏は、専門書も多く執筆されているが、この本では、うつ病などの精神疾患に罹患した際にとられる認知療法の解説だけでなく、「こころのクセ」を直していくその方法について丁寧にわかりやすく記している。

## 4. 社会的な自殺予防の取組

社会学的な視点から、自殺者数が少ない地域に焦点を当てて研究を行ったのが、『生き心地の良い町—この自殺率の低さには理由(わけ)がある』(岡檀著、講談社、2013年)である。岡氏は、自殺者数ゼロが続く徳島県の旧海部町に4年間入り込み、丁寧なフィールドワークを行ってきた。そこで得たインタビューやアンケート調査をもとに、旧海部町には自殺危険因子の危険度を抑制する「自殺予防因子」として多様性の重視や人物本位に他者を評価することなどがあるのではないかと分析している。

自殺の問題について扱った書籍には医学分野のものが多いが、経済学的・政治学的な視点から自殺問題について記した本には、『自殺のない社会へ—経済学・政治学が

らのエビデンスに基づくアプローチ』(澤田康幸・上田路子・松林哲也著、有斐閣、2013年)がある。澤田氏らは内閣府とも協力し、これまで自殺者数に影響を与える要因に関する統計分析を行ってきた。この本では、社会経済環境の役割の重要性や、経済的困窮が自殺の直接的あるいは間接的な原因となりうることを示した上で、経済・福祉政策と自殺の関係、そして名古屋市における自殺対策の実例などを挙げ、その効果について分析している。なお、名古屋市における啓発キャンペーンが自殺者数へ与えた効果を測定した結果、ウェブサイトへのアクセスや電話相談の受付回数が増え、男性の自殺者数が低下する傾向にあることも明らかにしている。

## 5. むすびにかえて

自死遺児・自死遺族の体験談については、多くの出版社から本が出ているため、機会があればそれぞれ参照していただきたいが、最後に、自死遺族本人向けのワークブックを紹介したい。それが、『自死で大切な人を失ったあなたへのナラティブ・ワークブック』(川島大輔著、新曜社、2014年)である。内容はワーク編と解説編に分かれ、直接書き込むことのできるワークブック形式となっており、「故人との関係性を紡ぎなおす」「自分の人生を語りなおす」など遺族が胸の中に抱えるさまざまな気持ちと自分自身で向き合えるものとなっている。

また、基本的な自殺問題の統計情報を押さえるには、『自殺対策白書』(内閣府編)がウェブサイトでも公開されているので、こちらも参照されたい。これは毎年刊行される政府刊行物だが、基本的な自殺に関する統計情報が掲載されているだけでなく、民間団体や都道府県・市区町村における自殺対策の取組も掲載されている。日本における自殺者数の推移だけでなく、政府における自殺対策の実施状況、海外との比較や都道府県別のデータ等も確認できる。

このように、自殺対策に関する著作は、このほかにも専門家が書いた書籍や、水際での自殺予防活動を行ってきた方々の著書、遺族団体の著書など多くの書籍が発行されている。「いのちの支援」に関わる文献の中でも、自殺問題に関する文献について手に取ることは少しハードルが高いかもしれないが、ここに挙げた文献はどれも読みやすいものとなっているので、ぜひご覧いただけたら幸いである。■



# 社会倫理研究奨励賞 第10回候補論文 只今応募受付中!!

## ■「社会倫理研究奨励賞」とは?

南山大学社会倫理研究所（以下、社倫研）が、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して授与する賞です。

社倫研は、細分化した学問が対応し切れない錯綜した現代社会の問題に対して、人文社会科学の叡智を結集して総合的かつ包括的に取り組み、「人間の尊厳」を回復する方途を探求する研究所です。その活動の一環として、21世紀を生きる若い研究者の意欲的な研究活動を奨励し、現代のニーズに応えることを目指して、この賞を設けたのです。

## ■社会倫理研究とは?

社会倫理というと、すぐに応用倫理学を連想するかもしれませんが、社会倫理研究は、いわゆる応用倫理学に限られない広がりをもった領域です。取り扱われる問題系としては、国家や政治現象を対象とするものから、家族や地域社会、教育・医療・経営などの諸制度を対象とするもの、経済活動が営まれる体制、国家を超えて広がりを見せる国際社会を対象とするものなど、実にさまざまなものが含まれています。また、特定の学問方法論に限定されるものでもありません。社会問題に取り組む方法論は、必ずしも狭義の倫理的なものに限らず、経済学的、法学的、政治学的、社会的、統計学的、教育学的、歴史学的、等々さまざまなアプローチがありうるでしょう。

社会倫理研究を奨励する目的で設立された本賞では、問題系・分野・方法論を制限せず、学術性とアクチュアリティの両軸で優れた研究すべてが対象となります。

そして、若手の萌芽的な研究を支援するために、査読付きの既存の学会誌のみならず、所定の期間内に公開されたものであれば、査読の有無にかかわらず、論文集、雑誌、紀要、オンライン・ジャーナルなどに掲載された論文も歓迎します。手堅さを背景としながらも、取り組む問題に対する情熱があふれるような意欲作の応募をお待ちしています。（詳しくは社倫研ウェブページをご覧ください。）

## 応募要領

**応募資格** 原則として論文公開時に40歳未満

**審査対象となる著作物** 2015年12月1日から2016年11月30日までに日本語で公開された論文

**締め切り** 2016年12月1日必着（随時受付中）

**応募方法** 応募用書式ファイル（他薦方式か自薦方式のいずれかを選択）を社倫研ウェブページ（<http://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/ja/award/>）からダウンロード・印刷してご記入の上、応募論文を同封して、下記住所までご郵送下さい。

**他薦方式**: 本人以外の人物による推薦文を添付すること

**自薦方式**: 本人による800字以内の要約を添付すること

宛先 〒466-8673

名古屋市昭和区山里町18

南山大学社会倫理研究所 社会倫理研究奨励賞係

**審査方法** 第十回社会倫理研究奨励賞選定委員会（委員長：辻中豊 [筑波大学教授]）の協議によって審査します。

**審査結果の公表** 受賞者本人へ通知の上、受賞者の氏名および受賞論文名を2017年2月上旬に社倫研ウェブページにて公表します。

**授与式等** 2017年3月14日（予定）に授賞式を開催し、受賞者には記念講演を行ってまいります。また、審査結果と記念講演内容は2017年5月発行予定の『時報しゃりんけん』第10号に掲載されます。

**授与される賞と副賞（給付研究奨励金）** 社会倫理研究奨励賞1名（30万円）／審査員賞1名（3万円）

優れた論文を  
ご推薦下さい!!

\*審査の過程で当研究所が得た個人情報は、本賞選定の目的以外に使用されることはありません。尚、個人情報取扱の詳細については、「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」に準拠します。



# 研究所活動記録

(2015年4月-2016年3月)

## 平成27年度(2015年度)活動報告

### 懇話会・研究会・シンポジウム

#### 懇話会

第1回 平成27年11月21日

報告者 斎藤修(一橋大学名誉教授)

論題 「歴史家からみた環境問題:森林・市場・国家」

討論者 籠橋一輝(南山大学社会倫理研究所第一種研究所員)

第2回 平成28年1月9日

共通テーマ 中高年の危機~追いつめられる人々にどう向き合うか~

報告者 生越照幸(弁護士法人ライフパートナー法律事務所所長)

論題 「中高年の自殺への危機経路」

報告者 松本晃明(静岡県立静岡がんセンター腫瘍精神科部長)

論題 「睡眠と中高年の自殺予防」

討論者 森山花鈴(南山大学社会倫理研究所第一種研究所員)

#### 研究会

ヒルシュマイヤープロジェクト完結記念研究会

平成27年5月6日

報告者 岡部桂史(立教大学経済学部准教授)、林雅代(南山大学人文学部准教授)、永井英治(南山大学人文学部教授/南山アーカイブズ担当)

討論者 川崎勝(ヒルシュマイヤー編集委員会委員長/南山大学経済学部元教授)

#### ワークショップ

ワークショップ「マイノリティをめぐる思想/政治:オーストラリアにおける白豪主義・ネオリベリズム・アジアとの関係から」

平成27年10月3日

会場 立命館大学いばらきキャンパス

報告者 マイケル・シーゲル(南山大学社会倫理研究所第一種研究所員)、塩原良和(慶應義塾大学)、

原田容子

討論者 南川文里(立命館大学国際関係学部)、加藤雅俊(横浜国立大学)、杉田弘也(神奈川大学)

司会 井上彰(立命館大学先端総合学術研究科/生存学研究センター運営委員)

主催 立命館大学生存学研究センター

共催 立命館大学人間科学研究所「インクルーシブ社会に向けた支援の〈学=実〉連環型研究(基礎研究チーム)

協賛 南山大学社会倫理研究所

#### シンポジウム

人文・社会科学のための研究倫理シンポジウム「研究公正と研究倫理を問い直すー理念・制度・教育ー」

平成27年10月10日

会場 上智大学四谷キャンパス

報告者 伊勢田哲治(京都大学)、笹川光(日本学術振興会参事兼研究倫理推進室長)、奥田太郎(南山大学社会倫理研究所第一種研究所員)

討論者 金光秀和(金沢工業大学)、中原聖乃(中京大学)、村上祐子(東北大学)

司会 眞嶋俊造(北海道大学応用倫理研究養育センター)

主催 科学研究費基盤研究(B)「新しい」専門職の職業倫理:理論と実践の架橋を目指す領域横断型研究」

共催 北海道大学応用倫理研究教育センター

協賛 京都大学応用哲学・倫理学教育研究センター、上智大学文学部哲学科/大学院哲学研究科、上智大学生命倫理研究所、南山大学社会倫理研究所

上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催 公開シンポジウム「環境と倫理」

平成27年12月12日



- 会 場 上智大学四谷キャンパス  
 報告者 籠橋一輝（南山大学社会倫理研究所第一種研究  
 所員）、吉川まみ（上智大学神学部講師）、  
 木村護郎クリストフ（上智大学外国語学部教  
 授）  
 司 会 竹内修一（上智大学神学部教授）  
 主 催 上智大学生命倫理研究所  
 共 催 南山大学社会倫理研究所

## 出版物

- 名 称 社会倫理研究所編『社会と倫理』第三十号（マ  
 イケル・シーゲル教授退職記念号）  
 発行日 2015年11月30日  
 名 称 社会倫理研究所編『時報しゃりんけん』第八号  
 発行日 2015年8月21日  
 名 称 籠橋一輝、長濱和代、M. シーゲル、A. マーティ  
 ン、J. プレン、C. ディマー、W.S. メレ著『環境  
 問題を再考する—中間的要因の探求を通じて—』  
 発行日 2016年1月31日

## 2015年度を振り返って

### 人事

丸山雅夫所長を中心に、奥田太郎第一種研究所員、籠橋一輝第一種研究所員（2015年10月より新規任用）、森山花鈴第一種研究所員（2015年10月より新規任用）を核とする研究所体制により、「レジリエンスの社会倫理的基盤構築」を共通テーマとして掲げ、そのもとでの複数の研究プロジェクトの推進協力を目標として、第二種研究所員6名の任用更新、客員研究所員の新規任用、非常勤研究員4名の再委嘱、2名の新規任用を行った。

### ウェブサイト

懇話会、シンポジウムの案内など研究所活動に関する情報発信に努めた。日本語サイトの全面的なりリニューアルの準備が整った（2016年4月に公開済み）。また、英語サイトも立ち上げ準備中である。

### 懇話会・国際会議・シンポジウム

懇話会2回、ワークショップ1回、シンポジウム2回、研究会1回を開催した。

### 出版物

『社会と倫理』第三十号、『時報しゃりんけん』第八号の刊行の他、国際ワークショップの日本語版報告書（アジェンダ・パンフレット）1冊を刊行した。

### 社会倫理研究奨励賞

野田宣雄氏（元南山大学教授）の篤志に基づき2007年度に創設された、若手による優秀な社会倫理研究論文に対して授与する社会倫理研究奨励賞について、第九回の募集・選定を実施した。自薦・他薦併せて13篇の応募があり、選定委員会の厳正なる審査の結果、受賞論文1篇、審査員賞2篇が選定された。

（丸山雅夫）

# 研究所活動記録

(2015年4月-2016年3月)

## 研究所専任スタッフ研究業績

### 奥田太郎【おくだ・たろう】

#### 著書

『人文・社会科学のための研究倫理ガイドブック』（眞嶋俊造・奥田太郎・河野哲也編著）慶應義塾大学出版会、2015年10月（全体の編集および第6章「行政・社会のあり方と研究者の倫理」pp.183-208を担当）。

#### 論文

「家族という概念を何が支えているのか—補完性の原理を経由して」『社会と倫理』第30号、pp.91-103、2015年11月。

#### 学会発表

「排除なき薄い包摂を目指すシティズンシップ教育の可能性—非臨臨床的臨床を試みる専門的素人としての哲学者の役割」、哲学教育ワークショップ「シティズンシップ教育と哲学教育」、日本哲学会第74回大会、上智大学、2015年5月15日。

#### 研究会報告

「家族と法をめぐる倫理的考察」、第2回応用倫理研究会、北海道大学、2015年7月6日。

「『社会の道德』を読んだ或る倫理学者の幾つかの連想」、ニクラス・ルーマン『社会の道德』合評会、大東文化会館、2015年10月12日。

「倫理学から道德教育を考える」、心の教育研究会平成27年度第5回定例研究会・道德授業研修講座・特別企画「道德教育と倫理学の交流から、教育の可能性を探る」、上廣倫理財団1階UFホール、2016年2月21日。

「『倫理学の話』という構え—品川哲彦『倫理学の話』の魅力と謎」、京都生命倫理研究会・品川哲彦氏『倫理学の話』合評会、京都女子大学、2016年3月20日。

#### 講演

「『人文・社会科学のための研究倫理ガイドブック』の使い方」、人文・社会科学のための研究倫理シンポジウム「研究公正と研究倫理を問う—理念・制度・教育—」、上智大学四谷キャンパス、2015年10月10日。

「人間の条件としての内部告発可能性」、龍谷大学大学院文学研究科院生協議会主催学術講演会、龍谷大学大宮キャンパス、2015年10月27日。

#### 寄稿

「道德とは何か」(連載「見てわかる! 道德」第1回「道德ってなんだろう?」)、『どうとくのひろば』No. 14、日本文教出版、p. 2、2016年1月。

#### 調査報告書

愛知県県民生活部社会活動推進課委託事業(受託事業者: 縁エキスパート株式会社)『平成27年度「保護者のための体験! 体感! スマホ教室」受講者アンケート調査分析中間報告書』2015年11月30日(協力: 土屋耕治)。

愛知県県民生活部社会活動推進課委託事業(受託事業者: 縁エキスパート株式会社)『平成27年度「保護者のための体験! 体感! スマホ教室」受講者アンケート調査分析最終報告書』2016年3月25日(協力: 土屋耕治)。

### 籠橋一輝【かごはし・かずき】

#### 論文

「水融通の制度的特質に関する一考察—1994年の讃岐平野を事例として」『水資源・環境研究』第28巻1号、水資源・環境学会、pp. 31-37、2015年7月。

“The Effects of International Trade on Water Use”(Kazuki Kagohashi, Tetsuya Tsurumi and Shunsuke Managi), *PLOS ONE*, Vol. 10, Issue 7, e0132133 (doi: 10.1371/journal.pone.0132133), pp. 1-16, July, 2015.

「環境と経済の両立に向けたランドケア・アプローチの可能性」『社会と倫理』第30号、pp. 1-18、2015年11月。

「将来世代に引き継ぐべき自然環境をどう考えるか」『生命と倫理』第3号、上智大学生命倫理研究所、pp.21-32、2016年3月。

「新しい富の指標計測—持続可能性計測研究の過去と未来—」(山口臨太郎・大久保和宣・佐藤真行・籠橋一輝・馬奈木俊介)『環境経済・政策研究』第9巻1号、環境経済・政策学会、pp. 14-27、2016年3月。

#### 学会発表

“Institutional change and sustainability of a pond irrigation system in the Sanuki plain: A historical analysis”, The 15th Biennial Global Conference of the International Association



for the Study of the Commons, Edmonton, Alberta, Canada  
26 May, 2015.

「オーストラリアにおけるランドケアの制度的特質—持続可能な地域発展との関連性に注目して」、環境経済・政策学会 2015 年大会、京都大学、2015 年 9 月 18 日。

「水の経済分析の現状：Inclusive Wealth Index との接合に向けて」、単独、環境経済・政策学会 2015 年大会、環境経済・政策学会、2015 年 9 月 19 日、京都大学。

“How effective is an autonomous pond irrigation system in adapting to a serious drought? – A case of the Sanuki Plain”, The Third Conference of East Asian Environmental History (EAEH 2015), Association for East Asian Environmental History, Kagawa University, Japan, 25 October 2015.

“Institutional analysis of the sustainability of a community-based drought management system in Japan: the case of the Sanuki Plain in the 1994 drought”, 2015 Canberra Conference on Earth System Governance, Earth System Governance Project, Australian National University, Australia, 16 December 2015.

“A Study of the Process of Establishing of a Network to Promote Cross-referencing and Collaboration among Local Voluntary Groups – Challenges and Possible Solutions for a Case of Interaction Design and Implementation”, (Tomomi Maekawa, David Aron, Kazuki Kagohashi and Michael T. Seigel), The 2nd International Symposium on Affective Science and Engineering 2016, International Society of Affective Science and Engineering, Kogakuin University, 21 March, 2016.

#### 講演

「クリティカル自然資本概念の現状と課題」、京都大学自然資本経営論講座シンポジウム「自然資本経営：“適応から本来へ”」、京都大学自然資本経営論講座、国連大学、2015 年 11 月 29 日。

「将来世代に引き継ぐ自然環境をどう考えるか」、上智大

学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催シンポジウム「環境と倫理」、上智大学、2015 年 12 月 12 日。

#### 寄稿

「巻頭言 自然資本経営とは何か」（山口臨太郎・笹橋一輝）『ACADEMIA』、第 151 号、全国日本学士会、pp. 1-11、2015 年 4 月。

#### 研究報告書

『環境問題を再考する—中間的要因の探求を通じて—』（笹橋一輝、長濱和代、M・シーゲル、A・マーティン、J・プレッ、C・ディマー、W・S・メレ）、南山大学社会倫理研究所、2016 年 1 月。

---

## 森山花鈴【もりやま・かりん】

---

#### 論文

“Development and Evaluation of a Parenting Resilience Elements Questionnaire (PREQ) Measuring Resiliency in Rearing Children with Developmental Disorders” (Kota SUZUKI, Tomoka KOBAYASHI, Makiko KAGA, Michio HIRATANI, Kyota WATANABE, Masumi INAGAKI), *PLOS ONE*, Public Library of Science, December 2015.

「自閉症スペクトラム障害児・者をもつ母親の養育レジリエンスの構成要素に関する質的研究」（鈴木浩太、小林朋佳、加我牧子、平谷美智夫、渡部京太、山下裕史朗、林 隆）『脳と発達』、日本小児神経学会、第 47 巻 4 号、pp.283-288、2015 年 7 月。

#### 研究会報告

「日本の自殺問題について」、第 3 回 Meta and Normative Ethics Research Meeting、熊本大学、2016 年 1 月 25 日。

#### 講演

「若者の生きづらさに寄り添う」、特定非営利活動法人東京自殺防止センター主催東京自殺防止センター講演会、東京、2015 年 8 月 22 日。

# 南山大学社会倫理研究所スタッフ

所長

丸山雅夫

第一種研究所員

奥田 太郎 人文学部人類文化学科・教授 [倫理学、応用倫理学]

籠橋 一輝 経済学部経済学科・講師 [地球環境学、環境経済学]

森山 花鈴 総合政策学部総合政策学科・講師 [行政学、政治学]

第二種研究所員

石川 良文 総合政策学部総合政策学科・教授 [都市環境政策、地域経済、公共政策評価]

大竹 弘二 外国語学部ドイツ学科・准教授 [現代ドイツ政治理論、政治思想史]

坂下 浩司 人文学部人類文化学科・教授 [西洋古代哲学史、応用倫理学 (工学倫理)]

杉原 桂太 理工学部システム数理学科・講師 [科学技術社会論、科学哲学、技術者倫理]

鈴木 貴之 人文学部人類文化学科・教授 [心の哲学 (心理学の哲学、認知科学の哲学)]

林 雅代 人文学部心理人間学科・准教授 [教育史、教育社会学]

丸山 雅夫 大学院法務研究科・教授 [刑事法]

水留 正流 法学部法律学科・准教授 [刑法、精神医療]

三好 千春 人文学部キリスト教学科・教授 [キリスト教史]

山田 哲也 総合政策学部総合政策学科・教授 [国際法、国際機構論]

客員研究所員

Michael Seigel 総合政策学部総合政策学科・元教授 [カトリック社会倫理、和解学]

非常勤研究員

池田 丈佑 富山大学人間発達科学部・准教授 [国際関係論]

石田 淳 東京大学大学院総合文化研究科・教授 [国際政治学]

伊勢田 哲治 京都大学大学院文学研究科・准教授 [科学哲学、倫理学]

梅澤 彩 熊本大学大学院法曹養成研究科・准教授 [民法、家族法]

大庭 弘継 九州大学大学院比較社会文化研究院・特別研究者 [国際政治学]

香坂 玲 金沢大学大学院人間社会環境研究科・准教授 [環境経済学、国際協力論]

小林 傳司 大阪大学コミュニケーションデザイン・センター・教授 [科学哲学、科学論、科学技術論]

鈴木 真 関西福祉科学大学社会福祉学部・准教授 [哲学、倫理学、Institutional Research]

瀬口 昌久 名古屋工業大学大学院工学研究科・教授 [古代哲学、技術者倫理]

高橋 良輔 青山学院大学地球社会共生学部・教授 [現代政治理論、国際関係論、政治社会学]

谷口 照三 桃山学院大学経営学部・教授 [経営学、経営哲学、経営倫理学]

中野 涼子 金沢大学人間社会学域国際学類・准教授 [国際関係論、日本近代思想史]

福永 真弓 東京大学大学院新領域創成科学研究科・准教授 [環境倫理学、環境社会学]

眞嶋 俊造 北海道大学応用倫理研究教育センター・准教授 [応用倫理学]

山田 秀 熊本大学法学部・教授 [法哲学、自然法論]

2016年4月1日現在



# 研究プロジェクト関連マップ 2016

共通テーマ「レジリエンスの社会倫理的基盤構築」

NEW

**「社会的レジリエンス」研究プロジェクト**

NEW

**「いのちの支援」研究プロジェクト**

**「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクト**

**「国際社会」と倫理」研究プロジェクト**

「公正と平和」研究プロジェクト

「保護する責任」研究プロジェクト

**「経済・経営・倫理」研究プロジェクト**

**「法・制度・倫理」研究プロジェクト**

**「倫理学の可能性」研究プロジェクト**

**「科学技術と倫理」研究プロジェクト**

**「生命倫理の諸問題」研究プロジェクト**

**カトリック社会倫理研究プロジェクト**

**「歴史・記憶・情報」研究プロジェクト**

## 編集後記

2015年度は、社倫研にとって端境期の一年間でした。前年度まで長らく研究所活動を支えてきた専任スタッフが揃って任期満了となり、半年間の充電期間を持つこととなりました。充電期間と言っても、実際には、前年度めでたく完結したヒルシュマイヤー・プロジェクトの完結記念研究会を開催したり、前年度で退職なさったマイケル・シーゲル氏の退職記念号となる『社会と倫理』第30号の編集を進めたりと研究所活動そのものは中断することはありませんでした。そして10月より、新たに2名の第一種研究所員を任用することとなりました。社倫研は、2020年に設立40周年を迎えますが、そこに向けて、研究所全体の共通テーマとして「レジリエンスの社会倫理的基盤構築」を掲げ、そこに連なる2本の新研究プロジェクト（「社会的レジリエンス」研究プロジェクト、および、「いのちの支援」研究プロジェクト）を立ち上げることとなりました。新しい専任スタッフの専門性に即しながら、社倫研の活動も次のステージに移行します。さまざまな社会倫理的な課題について、多様な専門性をもつ研究者や実務家が緩やかに集い対話できるプラットフォームを社倫研が提供する新たな共同研究体制を構築する試みや、南山大学内外の研究者を招いて専門的なホットトピックについて懇談するランチョンミーティングの開催などがすでに動き始めています。また、2017年の夏の開催を目指して、ランドケア研究に関する国際会議の企画が鋭意進行中です。

新たな顔ぶれのもと、30年以上にわたる社倫研の歴史の中で現在があることを忘れることなく、さまざまな活動に取り組んで参る所存です。今後とも一層のご愛顧とご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

奥田太郎

2016 年 6 月 30 日 発行

**編集兼発行人** 南山大学社会倫理研究所  
名古屋市昭和区山里町 18 〒 466-8673  
電話 (052) 832-3111 (代表)  
代表者 丸山雅夫  
E-mail: ise-office@ic.nanzan-u.ac.jp  
<http://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/>

**印刷所** 株式会社クイックス  
名古屋市熱田区桜田町 19-20 〒 456-0004  
電話 (052) 871-9190 (代表)

